第八条 第七条 第六条 第五条 第四条 第二条 第九条 四 本会則の改正は委員会の決議による 本会の事務所は立教大学経済学部研究室内に置く 会員には雑誌を領布する 会員は会費として年額五百円を納めるものとする ₹ 本会に左の役員を置く 本会は左の会員をもって組織する 三、その他委員会において適当と認めた事項 二、研究会および講演会の開催 本会は左の事業を行う 本会は経済学の研究およびその発表を目的とする 本会は立教大学経済学研究会と称する 一、会長 一、普通会員 一、雑誌「立教経済学研究」の発行 ロ、その他委員会の承認した者 イ、本学経済学部卒業生 立教大学経済学研究会会訓 委員 特別会員 本学経済学部長がこれに当る 本学経済学部教授、 委員の互選とする 委員の互選とする れに当る 立教大学経済学部教職員および在学生 助教授、専任講師がこ 委会 員長 2 # 近 川加 西 留 田 林 戸 藤 林 鍋 上 前 田 田 宅 間 太一 周 義 威 正 誠 栄 頴 義 久 治 治夫弘澄公健 晃 雄昇 郎敏 八 昭 〇印は幹事及び監事 ○敷 0大 高 立. 須 住 品 逆 大 岡小 宇 田 河 本二 治 入広太 之内品 坂 田 田本 111 中 橋 谷 田 井 田 木 耕 田 源 内  $\equiv$ 之 富 Æ 昭 太 則 介 丸 造 郎 誻 彦 平 郎 男 次一治清 義  $\equiv$ 仁